

本日の委員会は欠席しますので、答申に対する私のコメントを送ります。配布して頂いて結構です。  
なお、答申に関する最終的な判断は各委員、総務省にお任せします。

甲南大学経済学部 佐藤治正

P.48

しかし、競争事業者間にとどまらず、NTT東西も含めたOSU共用を実現するために、NTT東西に対しOSU共用を義務付けることは、現時点では必要不可欠とまでは言えないと考えられる。すなわち、NTT東西が他事業者とOSUを共用せずにサービス提供をする経営上・営業上の自由を制限することは、以下の点にかんがみると、必要不可欠な措置とまでは言えないと考えられる。

P.48

③更に、NTT東西に対しOSU共用の義務付けを求める競争事業者等の意見は、FTTH市場での競争促進を図る観点から示されているものが多いが、NTT東西に対するOSU共用の義務付け以外に競争促進を図る観点から、競争事業者間におけるOSU共用の取組の積極的な推進など代替的な措置が講じ得る場合には、まずは当該措置を講じることが適当であること

48 頁冒頭で、OSU 共用させない NTT の自由を制限できない理由は以下の点であるとし、3 つの考え方を示している。そのうち、3 点目は、以下の通りである。

「FTTH 市場での競争促進を図ることが目的であり、NTT に対する OSU 共用義務付け以外に競争促進を図る観点から、・・・など代替的な処置が講じ得る場合には、まずは当該処置を講じることが適当である。」

NTT に OSU 共用義務付けすべきと言えない理由に、NTT に OSU 共用義務付け以外に競争を図る観点から代替的処置を講ずることが適当という主張は、論理的に筋が通っていないのではないか。①と②が、NTT に OSU 共用義務づけすべきといえない理由で、③は、義務づけの実行が難しいので、当面代替的な処置を講じることが適当という 1) 全体の判断・結論を示すものではないのか。

であれば、③という記述の仕方は変更し、1) の結論として、OSU 共用義務づけが必要か現時点では判断できないので、当面、代替的処置を講じ、この問題は新たに検討の場を設け引き続き議論する、という書きぶりにすべきでないか。

P.48

NTT東西に対するOSU共用の義務付けが、FTTHサービスの提供コストの低廉化による競争促進を図る観点から要望されているものであれば、それはOSU共用以外の手段によって実現することも可能である。例えば、各事業者が従来どおり

P.50

そもそもOSU専用は、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもってFTTH市場における競争促進を図る観点から、「1芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、OSU専用には上記問題があることに加え、現在、2008年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請が行われている状況を踏まえれば、OSU専用を実現するよりも、加入光ファイバの1芯当たりの接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。

P.50

新規契約数では約80%を占めている状況を踏まえると、FTTH市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策であると考えられる。このため、NTT東西においては、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争の促進を図るという政策的要請を踏まえ、現在認可申請中の2008年度以降の加入光ファイバ接続料の見直しを行うことが必要である。

48頁最終段落、2) OSUを専用する案の下の段落冒頭で、OSU共用義務づけはFTTHサービス提供コスト低廉化による競争促進を図る観点からと示されている。また、50頁第二段落においても、(OSU共用の代替案としての) OSU専用を実現するよりも、加入者光ファイバ1芯当たりの接続料低廉化を図ることが最も効果的な処置と記述されており、第三段落で、同様の趣旨で、現在申請中の加入者光ファイバ接続料見直しが必要と結論づけている。

まず、OSU共用義務づけがなぜ政策課題になるのか、ここでの認識が明確でない。FTTH(最終)市場における競争に公正競争条件が確保されているかが問われているのではないのか。ボトルネックの利用方法(接続条件)に起因する最終市場における公正競争上の問題があれば、接続ルール見直しの議論が必要となる。逆に、公正競争条件が確保されている中でNTTのFTTHシェアが高まるのであれば接続ルールの問題ではない。

同様に、接続条件が公平・同等でない中で、接続料を下げることで問題が解決するということの論理的な説明がなされていない。接続料低廉化により、潜在需要が顕在化することで、全般に収容効率が高まることの効果は期待されるが、8分岐の本質的な公正競争上の問題は解決されるものではないのではないのか。光ファイバ接続料引き下げに結びつけるのは、論理が不十分ではないか。接続料を合理的な範囲でできるだけ引き下げるとは、8分岐の問題に係わらず、接続委員会が従来からの果たすべき責任ではないのか。

3) B フレッツに係わる機能の接続料化の部分では、最後に引き続き検討すると記述されているが、1)並びに2)では、引き続き検討するという記述がないことに総務省の何らかの判断が示されていると考えてよいのか。それぞれが難しい問題を有し、直ぐには判断できない政策課題であるなら、3つ共引き続き検討すると言うことでよいのではないのか。

P.51

にかんがみると、FTTH市場における公正競争環境を整備するためには、FTTHサービス提供コストの低廉化を図る措置が必要という問題意識から提起されているものと捉えることができる。

P.51

なお、NTT東西においては、競争事業者間の検討の場への参加など、当該事業者間におけるOSU共用の実現に向けた可能な協力を努めることが必要である。また、総務省においては、ダークファイバ芯線の利用状況や競争事業者間におけるOSU共用の取組状況など、今回の措置等に伴うFTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当である。

51 頁第四段落で、FTTH 市場における競争環境整備の議論が FTTH サービス提供コスト低廉化に繋がり、次の2つの段落で光ファイバ接続料低廉化と競争事業者の OSU 共用が当面の処置として適当と示している。

8 分岐の問題は難しい問題で、今すぐ結論を得ることの出来ない状況であることは理解している。但し、光接続料低廉化と競争事業者 OSU 共用促進は、FTTH 市場における公正競争の本質的な問題を解決するものではない。より本質的な問題に対応するべく本答申 48 頁以降で示された3つの（代替）案に対しては、今回最終的な判断を示すに至らなかったものである。本質的な問題を単に先送ることのないようにすべきであり、例えば、51 頁最終段落に、1 年以内に検討し結論を得るべき努力することが適当であるといった、委員会の積極的な姿勢を書き込むべきではないか。

以下は、光ファイバ接続料認可に係わる質問。認可を判断するには、判断材料となるデータ、議論が不十分のように思います。少なくとも、私にとっては判断材料として、追加の情報が必要と感じています。

1. 光ファイバ分の接続料が値上がりした理由

- (1) 光ファイバの耐用年数が見直しにより長くなり、その分接続料は低廉化すると考えられるにもかかわらず、逆に値上がりした理由など
- (2) 耐用年数を変えなければ、いくら値上がりになったのか。(同じ需要量であればいくら値上げになったか：総コストの比較+平均費用(需要量で割った)比較)

2. 予測と実績値の乖離

- (1) 現行接続料において、予測と実績が乖離した理由
- (2) 上記(1)の検討結果を、今回の予測にどのように活かしているのか。
- (3) 予測の手法について(過去と、今回)、私に資料を送って下さい。

3. 乖離額調整制度

- (1) 需要予測にも依存するが、接続料算定期間を3年から5年に延ばすことで、接続料水準は下がることはないのか。総務省の政策として、光アクセス料の低廉化と普及促進があるのなら、5年にすることを検討する必要はないか。5年にすることでNTTのリスクが高まるということがあったとしても、乖離額調整制度導入により、リスクは小さくなるのではないか。
- (2) 事業リスクが低下するのであれば、自己資本費用はその分小さくなるのではないか。
- (3) NTTが事業リスク低減を求めるのであれば、ネットワークのどの部分まで光化を進めどれだけの投資をしてきたか(時系列データ)、また今後、どの部分の投資が必要となり、どれだけの投資コストを見込んでいるのか、示して頂きたい。NTTの事業リスクを考慮するのであれば、事業リスクとはどのようなものであるのか検証する必要があるのではないか。

4. そもそも、接続料引き下げの効果は競争事業者ではなく、NTT 営業部門がその恩恵の多くを得るのではないか。その意味で、競争事業者ただ乗り論自体、検証の余地がありうる。

NTTの接続料収入(NTTグループと他事業者別)を教えてください(全額・光ファイバ接続分・さらにマンションタイプ等光の内訳)